

狭山市立図書館の資料除籍規準

第1 この規準は、狭山市立図書館の資料除籍手続要領（平成12年10月10日教育長決裁。以下「要領」という。）第3条第3項及び第7条の規定に基づき資料の除籍規準等について定めるものとする。

第2 除籍は、中央図書館及び狭山台図書館の各図書館毎に行うものとする。

第3 要領第3条第3項の規定に基づく除籍規準は、次のとおりとする。

（1）次に掲げる資料については、要領第3条第1項第1号の亡失除籍の対象とするものとする。

ア 天災、火災等の災害や事故で滅失したもの

イ 盗難にあつて回収不能となったもの又は回収不能と判断できるもの

ウ 3年間所在が不明であるもの

エ 利用者が亡失し、現品弁償をすることが不可能なもの

オ 図書館の返却請求にもかかわらず貸出しの日から起算して1年を経過してもなお返却されないもの

（2）次に掲げる資料については、要領第3条第1項第2号の汚損・破損除籍の対象とするものとする。

ア 切り取り等により、利用上必要な部分又は頁が欠損し、その補充が不可能なもの

イ 書き込み、水濡れ、傷等により、内容の判読、確認等が困難で、その修復又は補充が不可能なもの

ウ 紙質等が劣化し、修理後の利用が困難なもの

エ 修復、補充、製本等の費用が買替え費を上回ると考えられるもの

（3）次に掲げる資料については、要領第3条第1項第3号の不要除籍の対象とするものとする。

ア 出版されてから3年以上経過し、かつ、ガイドブックとして役立たなくなった旅行案内書、道路地図等

イ 政治、経済その他社会状況の変化のため役立たなくなった社会科学関係資料

ウ 科学技術の進歩により、その内容が過去のものとなった自然科学、工学、情報処理等の関係資料

エ 日常生活の変化により、役立たなくなった家庭生活関係資料

オ 受け入れ後10年以上経過し、その間1度も貸し出されていないもので、類似図書の入手が容易なもの

カ 増補・改定版又は新版を購入したため旧版となり、その資料価値の著しく下がったもの

（4）受け入れ後10年以上経過し、利用の少なくなった資料で複本を含めて3冊以上あるものは、要領第3条第1項第4号の数量調整除籍を行うものとする。

(5) 雑誌及び新聞については、原則として、次に定めるところにより要領第3条第1項第5号の雑誌・新聞除籍を行うものとする。

ア 発行の日から1年を経過した週刊雑誌及び週刊新聞紙

イ 発行の日から3年を経過した月間雑誌及び月刊新聞紙

ウ 発行の日から3月を経過した日刊新聞紙

エ 発行の日から5年を経過した点字雑誌

第4 次に掲げる資料は、除籍の対象としないものとする。

(1) 初版、限定、絶版又は品切れの資料

(2) 他市との協議により、本市が分担保存又は共同保存をすべきものとされている資料
別記のとおり

(3) 視聴覚障害者のために作成された、県議会だより、狭山市議会だより、狭山市広報及びわいわい広場

(4) 図書館業務の参考資料となると判断できる雑誌、新聞等

(5) その他図書館長が必要と認めた資料

第5 要領第5条第1号の適用に当たっては、本市の小中学校図書館において利用の希望があるかどうかを学校図書館ボランティアを通して確認しなければならない。

附 則

この規準は、決裁の日（平成12年10月10日）から施行する。

別記

保存すべき雑誌	保存期間
さいたまグラフ	永久保存
ジュリスト	永久保存
ジュリスト別冊	永久保存
S I N R A (シンラ)	永久保存
地方自治	永久保存
判例時報	永久保存
法律時報	永久保存